

## 鳥取市ウォーカーブル公共空間活用推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市ウォーカーブル公共空間活用推進補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中心市街地内の公共空間を活用し、イベントを開催する事業に対し補助することにより、人が集まり交流できる空間を創出し、公共空間を中心に中心市街地全体への回遊性及び滞留性の向上を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「中心市街地」とは、鳥取市中心市街地活性化基本計画（令和5年3月17日内閣総理大臣認定）で定める中心市街地をいう。

2 この要綱において「公共空間」とは、市が所有又は管理する土地をいう。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1の第1欄に掲げるものとする。

(補助事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1の第2欄に掲げる事業とする。ただし、次に掲げる事業を除く。

- (1) 他の補助金等を受けて実施する事業
- (2) 営利又は私的な利益を目的とする事業
- (3) 宗教的、政治的な活動を目的とする事業
- (4) 事業の効果が特定の個人、グループのみに帰属する事業

(補助対象経費)

第6条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費とする。

2 補助事業者が消費税の課税事業者である場合、補助対象経費には仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を含めないものとする。

(補助金の算定)

第7条 本補助金は、補助対象経費に別表第1の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第4欄に定める額を上限とする。

2 本補助金以外に当該事業に係る収入があり、当該収入と本補助金の合計額が補助対象経費を超過する場合は、本補助金から当該超過額を控除した額を上限とする。

(審査)

第8条 本補助金の交付の適否及び本補助金の額の審査にあたっては、鳥取市ウォーカーブル公共空間活用推進補助金審査会を設置し、その意見を聴くものとする。

2 鳥取市ウォーカーブル公共空間活用推進補助金審査会の組織及び運営については、別に定める。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する

補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第6条、第7条関係）

1 事業者	2 補助事業	3 補助率	4 限度額
鳥取市民又は鳥取市に主たる事務所を有する団体	中心市街地内の公共空間におけるイベント開催事業で、集客性、回遊性、滞留性の向上に資するもの ※事業期間内で累計7日以上で開催をするものに限る。	4/5	100万円

別表第2（第6条関係）

経費区分	内 容	備 考
報償費	出演者等に対する謝金	
旅費	出演者等に対する旅費	交通費及び宿泊費とし、宿泊費については、スケジュール等の都合上宿泊がやむを得ない場合に限る。
消耗品費	事務用品及びイベント用の消耗品	景品及び食材に係る経費は対象外とする。
広告宣伝費	チラシ、ポスターの作成その他広告費等	
雑役務費	警備員・アルバイトスタッフ等賃金、保険料、振込手数料、駐車場代等	事業主体の構成員等に係る賃金は対象外とする。 駐車場代は運営スタッフ及び運搬車両等の利用分に限る。ただし、広告等において駐車サービス券の配布を周知する場合に限り、一般参加者の利用分を対象とすることができるものとし、駐車場代は1事業につき5万円を上限とする。
委託費	イベント等の運営に係る委託料	委託費用の内訳を明らかにすること。ただし、委託費のうち、景品及び食材に係る経費は対象外とする。
使用料及び賃借料	イベント等の会場使用料、会場設営及び備品・機材等のレンタル費用	ただし、通行規制に伴う駐車場料金の補填等の事業者補償は対象外とする。
光熱水費	イベント等の運営に係る光熱水費	
その他市長が必要と認める経費		